

〒163-0081
東京都新宿区
西新宿2-8-1
東京都庁食品監視課長
小川誠一様

拝啓

欧州ビジネス協会（EBC）は、本状により、市場に出回っている食品の検査機関として、食品衛生法第24条のもとでの義務を行使する自治体当局（保健所）について懸念を表明したいと思います。

EBC加盟企業は、スーパーマーケット、卸売業者／または輸入業者の倉庫の検査中に収集される製品のいくつかの東京都健康安全研究センター試験（TMIPH i testing）について報告を行っています。EBCは、消費者安全を確保する正当な手段としての検査や試験を支持するとはいえ、試験結果が輸入業者および／または製造者ではなく、まず小売業者に知らされるという点について困惑しています。

販売している食品に、日本で承認されていない物質を含んでいることが判明すると、小売業者はパニックに陥り、過剰な措置をとりがちですが、そうした物質のほとんどは、欧米で広く使用され、日本政府が承認に向けた優先リストに載せているものです。

卸売業者は当該の製品だけでなく、すべてまったく安全である可能性のある関連製品まで処分することを往々余儀なくされるため、これは多大の財務面・環境面の影響をもたらします。日本で禁止されている添加物が通常その物質を含んでいないはずの製品で検出される理由は（例えばキャリーオーバーなど）いろいろあります。

製造者および／または輸入業者に、当局と協力して問題を調査し、警鐘が鳴らされ市場がパニックに陥る前に解決法を見つける機会が提供されるなら、経済的ダメージと、完全に安全な食品の浪費は避けられます。

EBCは、消費者安全のための活動に鋭意取り組んでおり、市場に出回っている食品の検査と試験をすべての関係者に納得の行く形で実施する方法について東京都健康安全研究センターと対話を行うことができれば喜ばしく存じます。

敬具

欧州ビジネス協会
食品委員会委員長
デューコ・デルゴージュ

欧州ビジネス協会
ポリシー・ディレクター
ヤコブ・エドバーグ